

高齢者福祉サービスを紹介します

高齢者に対する福祉サービスは、介護保険制度で行うサービスのほか、介護予防や、ひとり暮らし高齢者の生活支援をするため、さまざまなサービスを提供しています。その一部を紹介します。なお、各種サービスの内容は平成17年9月1日現在のものです。

① 介護予防事業

○生きがい活動支援通所事業

要介護認定において自立と認定された高齢者の方が、デイサービスセンターにおいて日常動作訓練や健康チェック、入浴、食事をしていただき要介護状態への進行を予防します。（今年度については旧市町ごとに実施）
費用：原材料費の実費負担



○生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定において自立と認定された高齢者の方が、要介護状態への進行を予防するため、短期間の宿泊による日常生活の指導、支援を行います。（6か月で14日以内）
費用：1日1,730円

② 生活支援事業

○軽度生活支援

（社会福祉協議会ホームヘルパー派遣）

高齢者だけの世帯の方が、自立した生活を続けられるように、軽度の日常生活の援助（調理や掃除等）を行うサービスです。
〈費用〉

- ◆1時間未満：120円～200円
- ◆1時間以上1時間30分未満：170円～290円
- ◆1時間30分以上2時間未満：220円～370円

○住宅改修費助成

要介護認定を受けていない高齢者の方が、暮らしやすい住宅に改修するための費用の一部を助成します。

助成額：改修費の1/2（限度額18万円）

○緊急通報装置の設置

ひとり暮らし高齢者等に日常生活の不安解消と緊急時の連絡のため、緊急通報機能の付いた多機能電話とペンダントを貸与



▲ ボタンひとつで安全センターが呼び出せる緊急通報装置

します。
費用：所得状況により一部負担有

○家族介護者リフレッシュ事業

要介護認定を受けて、居宅サービスを利用している人の家族が、疾病等で介護できなくなった場合に、介護保険制度の短期入所生活介護に上乗せ（6か月で14日以内）して実施します。
費用：1日2,250円

○はり・きゅう・マッサージ等の利用助成

70歳以上の方に、はり・きゅう・マッサージまたは指圧費用の一部を助成します。（市に登録された業者のみ有効）
助成額：1枚につき1,000円（年間12枚）

○老人性白内障補助眼鏡等費用助成事業

65歳以上の方で、白内障手術後に補助眼鏡等を作成した場合に、費用の一部を助成します。
助成額：20,000円（一対）

③ 家族介護支援事業

○紙おむつ給付事業

在宅で寝たきりや認知症等で常時失禁状態にある高齢者の方に紙おむつを給付します。

配布枚数：年間360枚～70枚

○訪問介護利用者負担額助成

要介護認定を受けて訪問介護サービスを利用している低所得者に対して、利用者負担の助成をします。

助成額：利用者負担額の4割

○介護老人福祉手当支給事業

在宅で常に寝たきりで、日常生活にほとんど介護を要する65歳以上の高齢者で、介護認定審査会において要介護4または5と認定された方に福祉手当を支給します。（医療機関に入院したとき、介護保険施設に短期入所したときなどは除く）
支給額：月額10,650円

○社会福祉法人等による利用者負担額軽減事業

低所得者の方で、社会福祉法人等が提供する介護サービスを利用した場合、負担した費用の一部を助成します。

助成額：利用者負担額の1/2
※配食サービス・外出支援サービス事業については、旧市町ごとに実施しています。来年度に統一を図ります。

くわしくは、高齢者福祉課（☎62-5350）へ。
なお、市のホームページでもご覧いただけます。